

# 営業許可番号の確認方法

## (県保健所発行の食品営業許可書の場合)

	茨城県マーク	
<h3>食品営業許可証</h3>		
住所 氏名 <small>(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)</small>		
営業所所在地		
営業所の名称, 屋号又は商号		
営業の種類 <b>飲食店営業</b> <small>(喫茶店営業)</small>		
		<b>申請書 店舗情報等の「飲食店営業許可番号」 欄には、赤線枠内の内容を記載してください</b>
		↓
		<b>○保指令第◆◆◆号</b>
年 月 日付けで申請のあつた上記営業は、茨城県食品衛生条例(昭和40年茨城県条例第41号)第6条第1項の規定により、次の条件を付けて許可する。		
年 月 日		
茨城県 保健所長		
許可の有効期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
その他の条件		

(不服申立に係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内(この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

# 営業許可番号の確認方法

## (水戸市保健所発行の食品営業許可書の場合)

水戸市マーク

### 食品営業許可証

(氏名) 様

水戸市保健所長 ○○ ○○

年 月 日付で申請のあつた営業について、食品衛生法第52条の規程により下記のとおり許可します。

記

1 営業所の名称  
屋号又は商号

2 営業所の所在地

3 営業の酒類

飲食店営業

法◆◆◆◆◆◆号



**申請書 店舗情報等の「飲食店営業許可番号」欄には、赤線枠内の内容を記載してください**

4 許可の有効期限

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

5 その他の条件